

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 佐藤
日 時	令和5年2月13日（月曜日）	開 議	午後 4 時 20 分
		閉 議	午後 4 時 33 分
出席委員	◎木村、○法貴、林、片山、山木、小川、齊藤		
出席理事者			
出席事務局	佐藤主任		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

16:20

[事務局説明]

年長委員を臨時委員長として委員会を開議し、委員長の選出を行っていただく。
年長委員の齊藤委員、委員長席へ。

[齊藤臨時委員長 委員長席へ移動]

<齊藤臨時委員長>

ただ今から開議する。委員長が選出されるまでの間、議事を進めさせていただく。
よろしく願います。

1 正副委員長の互選について

<齊藤臨時委員長>

これより委員長の互選を行う。選挙の方法については、会議規則第126条の規定により、投票又は指名推選による。どちらの方法で行うか。御意見を。

<小川委員>

指名推選で。

<齊藤臨時委員長>

指名推選により行うことに異議はないか。

(異議なし)

<齊藤臨時委員長>

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とする。それでは、私から指名したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<齊藤臨時委員長>

異議なしと認め、木村委員を委員長に指名する。これに異議はないか。

(異議なし)

<齊藤臨時委員長>

異議なしと認め、よって木村委員が委員長に当選された。

[木村委員長 委員長席交替・あいさつ]

<木村委員長>

次に、副委員長の互選を行う。選挙の方法について、投票又は指名推選のどちらの方法で行うか。御意見を。

<小川委員>

指名推選で。

<木村委員長>

指名推選により行うことに異議はないか。

(異議なし)

<木村委員長>

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とする。それでは、私から指名したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<木村委員長>

異議なしと認め、法貴委員を副委員長に指名する。これに異議はないか。

(異議なし)

<木村委員長>

異議なしと認め、よって法貴委員が副委員長に当選された。

[法貴副委員長 副委員長席へ移動・あいさつ]

2 審議会委員等の選出について

(1) 亀岡市防災会議委員

(2) 亀岡市都市計画審議会委員

(3) 京都丹波基幹交通整備協議会委員

[事務局説明]

- (1) 亀岡市防災会議委員の選出については、先日の幹事会において、申し合わせのとおり委員長のあて職として確認されているので、それを踏まえて決定願いたい。
- (2) 亀岡市都市計画審議会委員の選出については、定数は5人である。取扱いについて協議・決定願いたい。
- (3) 京都丹波基幹交通整備協議会委員の選出については、申合せにより正副議長及び当委員会の委員全員を構成員として選出することとなっている。

<木村委員長>

まず、(1) 亀岡市防災会議委員については、申合せのとおり、委員長を選出することで、異議はないか。

(異議なし)

<木村委員長>

それでは、そのように決定する。次に、(2) 亀岡市都市計画審議会委員について、意見は。

<小川委員>

各会派から出てはどうか。新清流会からは、法貴副委員長でお願いする。

<木村委員長>

亀岡社中からは、委員長として私が出る。それでは、正副委員長と各会派から林委員、片山委員、齊藤委員で決定してよいか。

(全員了)

<木村委員長>

次に、(3)の京都丹波基幹交通整備協議会委員については、申合せにより、正副議長及び当常任委員会の委員全員を構成員として選出することとなっているので、了承願いたい。

(全員了)

・**亀岡市防災会議委員**

木村勲

・**亀岡市都市計画審議会委員**

木村勲、法貴隆司、林徹司、片山輝夫、齊藤一義

・**京都丹波基幹交通整備協議会委員**

全委員

3 その他

[事務局説明 (防災会議の日程等)]

<木村委員長>

今後、委員会運営について御協力のほどよろしくお願いする。これにて散会とする。

散会 ～16:33